

## 症例追加に関する覚書

学校法人近畿大学（以下『甲』という）と（以下『乙』という）  
との間で契約締結した治験薬 の臨床試験（近畿大学病院を実施機  
関とする令和 年 月 日付治験薬臨床試験実施契約書による）について、以下の  
とおり覚書を締結する。

1. 本治験の症例追加（ \_\_\_\_症例から \_\_\_\_症例に変更）に伴い、乙は甲に原契  
約別紙算定様式1に基づく経費のうち、 \_\_\_\_\_円を追加で前  
払いするものとする。なお、前払いの経費については、実際の経費がこ  
れを下回る場合を含め、原則として払い戻しはしない。
2. 本覚書について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上これを解決するもの  
とする。

上記の通り合意したので本覚書2通を作成し、甲乙各自その1通を保有する

令和 年 月 日

甲 大阪府大阪狭山市大野東377番地の2  
近畿大学病院

病院長 東田 有智 印

乙

印